

委託業務低入札価格審査委員会設置要綱の制定について

平成19年10月1日
例規（会）第78号
警察本部長

（沿革） 平成25年8月例規（会）第46号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を下記のとおり定め、平成19年10月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この要綱は、委託業務低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 競争入札において最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かを検討し、落札者を決定するために必要な手続をいう。
- (2) 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- (3) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- (4) 総合評価値 入札価格審査及び業務提案審査の結果を点数評価した値をいう。

3 任務

審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 低入札価格調査制度を適用した競争入札で、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）がある場合に、当該入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か。
- (2) 総合評価落札方式及び低入札価格調査制度の適用をした競争入札で、低価格入札者が、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち総合評価値の最も高い者に比して総合評価値が同等以上である場合に、当該申込みの価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か。

4 審査依頼

委託業務（建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務を除く。）の契約を締結しようとする総務部会計課長及び署長は、低価格入札者に対する調査を行った場合に、審査委員会に意見を求めるものとする。

5 組織

審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

6 委員長

- (1) 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、審査委員会の事務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、総務部参事官がその職務を代理する。

7 委員

- (1) 委員は、総務部参事官、総務部情報管理課長、総務部会計課長及び総

務部装備課長の職にある者をもって充てる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。

(3) 委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

8 会議

(1) 会議は、委員長が招集する。

(2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(3) 会議の議長は、委員長をもって充てる。

(4) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(5) 前記(1)の規定にかかわらず、緊急その他やむをえない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

9 庶務

審査委員会の庶務は、総務部会計課において行う。